

1. 民生委員・児童委員の改選について

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める（民生委員法第1条）とされており、その職務内容は、住民の生活状態の把握、援助を必要とする方が自立した生活を営むために必要とする生活全般に関する相談、福祉サービス利用に関する情報提供など、広範囲にわたっています。

近年における少子高齢化の急速な進展、単身世帯や核家族の増加、住民同士のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い、住民が求める福祉ニーズは複雑化、多様化しています。

このような状況において、福祉制度・施策の総合的な再構築、保健・医療など関係分野とのより一層の連携が不可欠ですが、住民にとって身近な存在であり、かつ地域福祉推進の中心となる民生委員・児童委員の役割はますます重要なものとなることは改めて言うまでもありません。

本年12月1日に実施される民生委員・児童委員の改選は、このような社会状況で行われるものであり、地域住民の期待に応えるためにも、活発な行動力と誠実な人柄を有する方の選任をお願いいたします。

●今回の改選にあたっての各地区の民生委員・児童委員定数についての考え方

(1) 金沢市全体の定数

200世帯に1名を配置することとし、市全体の定数の上限を定めます。

(2) 地区の定数

200世帯に1名の配置を基準としますが、急激な増減を避けるため次の調整を行います（なお、この時点で前回の改選より定数が減じていても、原則として減員はしません）。

- ① 200世帯を1名とした場合の人数と、現定数との差が1名以内の地区は増員しません。
- ② 200世帯を1名とした場合の人数と、現定数との差が2名以上の地区は、その半分を増員します（ただし、3名を上限とします）。
- ③ 各地区の高齢者・要援護者・児童数から求めた援護指数を勘案し、単に世帯数の増減では表されない地域の状況を考慮した調整を行います。
- ④ 各地区の定数の合計が市全体の定数上限に満たない場合は、両者の差の範囲内で、各地区の要望や状況に基づいて増減員します。

●各地区の定数について

別紙「地区別定数表」のとおり

●地区推薦準備会の運営について

- 1 地区推薦準備会の会議の運営方法は、基本的に各地区において決定され、民生委員・児童委員候補者の人選にあたっては、国が示す推薦基準（次ページ「2. 民生委員・児童委員等推薦基準について」）を適用してください。
- 2 定数どおり候補者が得られない場合でも、不適格な方を推薦することはやめてください。
- 3 地区推薦準備会の会議は、候補者のプライバシーの保護のため、必ず非公開とし、地区推薦準備会委員並びに書記（地区社協、民児協職員等）は、議事に関しては秘密を厳守してください。
- 4 地区推薦準備会の会議の状況は、詳細に記録して保存してください。
- 5 地区推薦準備会の委員の皆さんに対しては、民生委員・児童委員に関する必要な知識等について、事前に資料等をお渡ししておいてください。
- 6 新たに候補となる方には、民生委員・児童委員の概要・役割などを十分に説明するようにしてください。